

(仮称) 東通村陸上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 12 月

株式会社レノバ

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 東通村	2
(2) むつ市	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解	4

別紙 1 日刊新聞紙への掲載状況

別紙 2 関係地方公共団体の広報誌への掲載状況

別紙 3 ウェブサイトへの掲載状況

別紙 4 ご意見記入用紙

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、広告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年10月21日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。(別紙1参照)

- ・令和7年10月21日(火)付 東奥日報
- ・令和7年10月21日(火)付 デーリー東北

② 関係地方公共団体の広報誌への掲載

以下の関係地方公共団体の広報誌にお知らせを掲載した。(別紙2参照)

- ・広報ひがしどおり 令和7年10月号 p.22
<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/files/100868580.pdf>
- ・広報むつ vol.136 2025年10月号 p.8
<https://www.city.mutsu.lg.jp/government/koho/kohomutsu/files/10kouhou.pdf>

③ ウェブサイトへの掲載

令和7年10月21日(火)から、以下のウェブサイトへ情報を掲載した。(別紙3参照)

- ・青森県
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_higashidorimurarikujyou_furyoku.html
- ・東通村
<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000298.html>
- ・むつ市
https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/higashidori_wind.html
- ・株式会社レノバ
https://www.renovainc.com/assessment/higashidorionshore_EIA/

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧

- ・東通村役場企画課(青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34)
- ・むつ市役所環境政策課(青森県むつ市中央一丁目8番1号)

② 事業者ウェブサイトへの掲載

事業者のホームページに配慮書の内容を掲載した。

https://www.renovainc.com/assessment/higashidorionshore_EIA/

(4) 縦覧期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月20日（木）まで

- ・ 地方公共団体庁舎 開庁・開館時とした。
- ・ インターネット 縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿に記載された数）は1名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・ 東通村役場企画課 0名
- ・ むつ市役所環境政策課 1名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 東通村

① 桑原集会所

- ・ 開催日時：令和7年11月1日（土）10:00～11:00
- ・ 来場者数：2名

② 下田屋部落集会所

- ・ 開催日時：令和7年11月1日（土）13:00～14:00
- ・ 来場者数：1名

③ 山あいの里

- ・ 開催日時：令和7年11月1日（土）16:00～17:00
- ・ 来場者数：13名

④ 下田屋部落集会所

- ・ 開催日時：令和7年11月1日（土）18:00～19:00
- ・ 来場者数：11名

⑤ 鹿橋集会所

- ・ 開催日時：令和7年11月2日（日）10:00～11:00
- ・ 来場者数：5名

⑥ 布名見の里

- ・ 開催日時：令和7年11月2日（日）16:00～17:00
- ・ 来場者数：9名

⑦ 石持地区活力増センター

- ・ 開催日時：令和7年11月8日（土）13:00～14:00
- ・ 来場者数：6名

⑧ 能舞の館たや

- ・ 開催日時：令和7年11月8日（土）16:00～17:00

- ・来場者数：4名
- ⑨ 東栄地区集会施設
 - ・開催日時：令和7年11月8日（土）18:00～19:00
 - ・来場者数：4名
- ⑩ ふれあいの館
 - ・開催日時：令和7年11月9日（日）10:00～11:00
 - ・来場者数：4名
- ⑪ 大和地区ふるさと伝承館
 - ・開催日時：令和7年11月9日（日）13:00～14:00
 - ・来場者数：4名

(2) むつ市

- ① 下北文化会館大集会室
 - ・開催日時：令和7年11月9日（日）16:00～17:00
 - ・来場者数：2名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書(別紙4参照)の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年10月21日(火)から令和7年12月4日(木)まで
(郵送の場合は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通、意見総数は13件であった。

- ・意見箱：1通
- ・郵送：2通(県外2通)

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 1 (1-1) 方法書について提出された意見と事業者の見解 (意見書その 1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	①p26「自然環境・地域の自然環境の改変が自然に対して共生できる」かどうかの判断基準はなにでしょうか？ 具体的で定量的な数字がないと判断できません。	「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和 7 年 7 月施行）」では、「事業者と地域が対話する機会等を設け、対話を通じて地域のメリット・デメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら地域の活性化その他地域社会の健全な発展を企図することで、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を目指す。」とされております。今後、環境影響評価手続及び本条例等を通じて、事業の環境への影響を低減するための措置を検討し、地域の視点から守るべき環境の保全に努めて参ります。
2	②p38 具体的な対策や検討内容が明記されていないのでその結果が影響の回避をできる理由になっていないように見えます 特に猛禽類は開けた場所を餌場としますので風力発電基の設置により伐採した用地に入るリスクが増します。 動体検知による回転速度の低下等で保護を計画してください。	施設の稼働による猛禽類への影響については、専門家からの助言を踏まえ、適切に調査を実施した上で、「鳥類等に関する風力発電所立地適正化のための手引き（環境省、平成 27 年 9 月修正版）」、「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法（由井ら、2013 年）」等に基づき、衝突確率や年間衝突数等を推定し、風力発電機への接近、接触による影響を予測します。その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、影響の回避又は極力低減に努めて参ります。
3	③Pape164、247 距離 500m 近隣に公共施設・住宅が多くあります。 ブレードの破損による人身事故も起こっています。 羽先は時速 200 km 以上の速さとなり、部品の飛散は 400m を超します。 そういったリスクの回避のため設置位置を再検討してください。	本事業で採用する風力発電設備は、電気事業法に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」等に適合するよう設計・施工されるとともに、IEC 61400 シリーズや Class NK のウィンドファーム認証の基準に基づき設計します。これらの規格を基に、日本独自の気象や異常時を含めた構造安全性を第三者認証機関が確認、認証した風力発電機を採用する予定です。 また、ブレード破損等による部品飛散については、環境省の技術的助言や NEDO の導入ガイドブック等に示された知見、ならびに国内外の運用実績を踏まえ、風車仕様および周辺土地利用を考慮した配置計画としております。 さらに、運転開始後においては、定期点検、異常時の自動停止機能等により設備の健全性を維持し、安全性の確保に努めます。
4	④p387 取水域に関して山頂部の改変は吸水力の変化により濁流や流れの変化の原因になります。 多数の水源地上流部になります、稼働後の継続的な観測とその結果を公表してください。 水質の監視は稼働後に必要だと思います。	本事業に係る風力発電機の設置計画において、環境影響評価法および環境省の「風力発電事業に係る環境影響評価の技術的助言」を踏まえ、計画断面に基づく地質調査および地下水の状況確認を行い、水源となり得る水脈や湧水箇所の把握に努めます。 その結果、地域の水環境にとって重要と考えられる水脈が確認された場合には、土地改変の方法や排水計画を適切に検討し、事業の実施および運用期間を通じて、濁流の発生や流況の変化が生じにくいよう配慮した計画にいたします。 また、工事の実施にあたっては、仮排水設備や沈砂施設の設置等、濁水の発生および流出を抑制する措置を講じる予定です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 1 (1-2) 方法書について提出された意見と事業者の見解 (意見書その 1)

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>⑤P241 地域を特徴づける生態系 施設の稼働「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において、植生自然度 9 及び 10 の自然植生、特定植物群落、鳥獣保護区、保安林、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) 等の重要な自然環境のまとまりの場に関する情報があり、地形改変及び施設の存在による影響を生じるおそれがあることから、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれがある環境要素として選定する。」とありますが、良い方向に関与すればそれが地域や未来のためになると思います。 特に長期的な稼働ですので、伐採量と同量の計画的な植林をし、20 年後の豊かな自然を計画して頂きたいです。 特にブナやひばは資産になります。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。風力発電機の設置に当たっては、樹木の伐採が最小限となるよう努める他、造林樹種を杉等から徐々にヒバやブナに代替していく等の森林整備についても、地元の皆様や専門家のご意見もお伺いしながら検討して参ります。</p>
6	<p>⑥近隣の計画中を含め約 700 基の風力発電基ができることとなりますがその防災対策の、計画が全く見えません。 災害が起これば地域に甚大な被害となります。 とくに高所大型構造物としての安全対策がありません。 豊かな自然の保護と育成のため今一度具体的な計画をしてください。</p>	<p>本事業で採用する風力発電設備は、電気事業法に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」等に適合するよう設計・施工されるとともに、IEC 61400 シリーズや Class NK のウィンドファーム認証の基準に基づき設計します。これらの規格を基に、日本独自の気象や異常時を含めた構造安全性を第三者認証機関が確認、認証した風力発電機を採用する予定です。</p> <p>地震・台風等の自然災害に対する安全確保に対しても安全に配慮した設計を実施します。</p> <p>地震に対しては、現地の地盤調査結果を踏まえ、土木学会「風力発電設備支持物構造設計指針」等に示された考え方にに基づき、一定の再現期間を想定した地震荷重を考慮した設計を行います。</p> <p>また、台風等の強風に対しては、IEC 規格および国内指針に基づき、再現期間 50 年程度の極値風を想定した設計条件により、安全性を確認します。</p> <p>これらの設計条件に加え、施工時および運用時においても、関係法令に基づく適切な施工管理および保守管理を行うことで、災害時におけるリスクの低減に努めます。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 1 (2-1) 計画段階環境配慮書について提出された意見と事業者の見解 (意見書その 2)

No.	一般の意見	事業者の見解																																	
7	<p>風車後流による生態系の攪乱の恐れ及び住環境破壊の恐れ、景観悪化による住環境破壊の恐れ、土砂災害の恐れがあることから、本事業の撤回を求めます。</p>	<p>風車後流による生態系や住環境に影響が生じた事例は確認できませんでしたが、今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境(騒音、水質、景観等)や自然環境(動物、植物、生態系)について、適切に調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境保全措置を講ずることにより、影響の回避又は極力低減に努めます。また、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、地盤強度が弱い場合は地盤改良の実施、排水対策、法面保護・斜面崩落防止策、沈砂池等の防災施設の先行設置等を行うことで、本事業により災害等の危険を増大させることがないように、適切に検討する方針です。</p>																																	
8	<p>■風車後流(wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています¹⁾。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています(D:ローター直径) [例えば²⁾]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずですが、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は 117~171m 程度です [方法書 表 2.2-2]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。</p> <p>風車設置検討範囲から 2km 以内にある配慮が特に必要な施設を以下に示します [方法書 表 4.3-2、図 4.3-2(1)~(3)]。</p> <table border="1" data-bbox="240 1525 954 2007"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>風車設置想定範囲からの距離</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東通小学校</td> <td>1.11km</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>東通中学校</td> <td>1.13km</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合下北医療センター東通村診療所</td> <td>1.51km</td> <td>病院等医療施設</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームいちいの森医務室</td> <td>1.17km</td> <td>病院等医療施設</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム能舞の里医務室</td> <td>1.18km</td> <td>病院等医療施設</td> </tr> <tr> <td>住宅型有料老人ホームコーポレグルス</td> <td>1.76km</td> <td>福祉施設(介護)</td> </tr> <tr> <td>東通村地域包括支援センター</td> <td>1.51km</td> <td>福祉施設(介護)</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人地域医療振興協会東通村保健福祉センター</td> <td>1.51km</td> <td>福祉施設(介護)</td> </tr> <tr> <td>ショートステイいちいの森</td> <td>1.17km</td> <td>福祉施設(介護)</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ能舞の里</td> <td>1.18km</td> <td>福祉施設(介護)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	風車設置想定範囲からの距離	種別	東通小学校	1.11km	学校	東通中学校	1.13km	学校	一部事務組合下北医療センター東通村診療所	1.51km	病院等医療施設	特別養護老人ホームいちいの森医務室	1.17km	病院等医療施設	特別養護老人ホーム能舞の里医務室	1.18km	病院等医療施設	住宅型有料老人ホームコーポレグルス	1.76km	福祉施設(介護)	東通村地域包括支援センター	1.51km	福祉施設(介護)	公益財団法人地域医療振興協会東通村保健福祉センター	1.51km	福祉施設(介護)	ショートステイいちいの森	1.17km	福祉施設(介護)	ショートステイ能舞の里	1.18km	福祉施設(介護)	<p>風車後流によって生じる複雑な気圧の変化によって健康被害が生じた事例は確認できませんでしたが、地域の住民の皆様より健康被害の懸念に関するお声を頂戴した際には、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングを実施した上で、風力発電機の影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえながら、個別に対策を検討して参ります。</p>
施設名	風車設置想定範囲からの距離	種別																																	
東通小学校	1.11km	学校																																	
東通中学校	1.13km	学校																																	
一部事務組合下北医療センター東通村診療所	1.51km	病院等医療施設																																	
特別養護老人ホームいちいの森医務室	1.17km	病院等医療施設																																	
特別養護老人ホーム能舞の里医務室	1.18km	病院等医療施設																																	
住宅型有料老人ホームコーポレグルス	1.76km	福祉施設(介護)																																	
東通村地域包括支援センター	1.51km	福祉施設(介護)																																	
公益財団法人地域医療振興協会東通村保健福祉センター	1.51km	福祉施設(介護)																																	
ショートステイいちいの森	1.17km	福祉施設(介護)																																	
ショートステイ能舞の里	1.18km	福祉施設(介護)																																	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 1 (2-2) 計画段階環境配慮書について提出された意見と事業者の見解 (意見書その 2)

No.	一般の意見			事業者の見解									
8	施設名	風車設置想定範囲からの距離	種別	<p>風車後流によって生じる複雑な気圧の変化によって健康被害が生じた事例は確認できませんでしたが、地域の住民の皆様より健康被害の懸念に関するお声を頂戴した際には、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングを実施した上で、風力発電機の影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえながら、個別に対策を検討して参ります。</p>									
	東通村介護老人保健施設「のはなしょうぶ」	1.51km	福祉施設(介護)										
	特別養護老人ホームいちいの森	1.17km	福祉施設(介護)										
	特別養護老人ホーム能舞の里	1.18km	福祉施設(介護)										
	就労継続支援 B 型事業所エフォート	1.76km	福祉施設(障がい者)										
	ひがしどおり児童発達支援事業所 TAOTAO	1.08km	福祉施設(障がい者)										
	幼保連携型認定こども園ひがしどおり	0.99km	福祉施設(保育所)										
	<p>風車設置検討範囲から 2km 以内の住居の戸数を以下に示します [表 4.3-3]。</p> <table border="1" data-bbox="236 750 592 927"> <thead> <tr> <th>風車からの距離</th> <th>住居の戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m 未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>500～1,000m</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>1,000～1,500m</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>1,500～2,000m</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table> <p>近すぎます。風車後流によって生じる複雑な気圧の変化によって健康被害が生じる可能性があると考えます。風車は配慮が特に必要な施設及び住居から 2km 以上離してください。</p>	風車からの距離	住居の戸数		500m 未満	0	500～1,000m	481	1,000～1,500m	186	1,500～2,000m	93	合計
風車からの距離	住居の戸数												
500m 未満	0												
500～1,000m	481												
1,000～1,500m	186												
1,500～2,000m	93												
合計	760												
9	<p>対象事業実施区域の周囲には、大和鳥獣保護、桑畑山鳥獣保護区、猿ヶ森鳥獣保護区を含む動物の重要な生息地があります[方法書 図 3.1-20(1)]。風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。</p>			<p>風車後流による気流の乱れに伴う鳥類の飛翔への影響が生じた事例は確認できませんでしたが、引き続き事例や知見の収集に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響の回避又は極力低減に努めて参ります。</p>									
10	<p>この重要な生息地は森林によって結ばれ重要な自然環境のまとまりの場を形成しています [方法書図 3.1-39]。この自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に隣接あるいは連続している必要があります。</p>			<p>重要な自然環境のまとまりの場の内、対象事業実施区域内には自然植生や保安林が存在しますが、具体的な事業計画の検討にあたっては、森林の伐採が最小限となるよう努めます。また、生態系の項目として、当該地域の生態系を構成する野生生物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境保全措置を講ずることにより、影響の回避又は極力低減に努めて参ります。</p>									

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 1 (3) 計画段階環境配慮書について提出された意見と事業者の見解 (意見書その 3)

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>事業対象区域 2,367ha 設置 351ha</p> <p>このように広大な面積の森林伐採が行われると雨水線状降水帯が各地で発生がみられますこの地域でも昭和 48 年 9 月に 2 日間で 600mm 程度の降水の発生があり東通、むつ市では水害が発生いたしました。それまでの降雨基準を大幅に超えております。又今後共森林の保水と対策は十分な方法はどの様な物でありましょうか？ 現況の山岳は標高 200m 程度の地帯であり土砂流出災害の発生は少ない物であります、現在の規格等では疑問が有ります。</p>	<p>左記の面積については、事業により土地の改変や風力発電機を設置する可能性のある最大の範囲を示した面積であり、この範囲の全てで森林伐採を行うものではございません。また、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、樹木の伐採や土地の改変量を抑制すること等により、本事業により土砂流出災害等の危険を増大させることがないように、適切に検討する方針です。</p>
12	<p>又森林の生育には 30 年以上の年月が必要となります。又それだけの生育をさせると風力発電との協業と相反する方向となりましょう。その様な対応はいかがな対応が可能となりえる物でありますか？</p>	<p>風力発電機の設置にあたっては、森林の伐採が最小限となるよう努める他、造林樹種を杉等から徐々にヒバやブナに代替していく等の森林整備についても、地元の皆様や専門家のご意見もお伺いしながら検討して参ります。</p>
13	<p>もう一方野生動物、野鳥等も現在の国の基準で造る事となりましょうが 現基準にない問題として将来的には発生の可能な点は森林による植物性プランクトンの養生は、現在は問題とはしていませんが、この下北地区は 3 面海洋であり、水産資源が日本一豊かな場所であり、漁業者、地元住民共ども大きく関わっております。今後の大きなカダイと考えるしだいで 当方はこの地域で生まれ一土木技術屋であります少し基準を超えた方策も必要な時期と見られます。 私も多方の提案できる私案も有りますので機会がありましたら談話もと思って一筆とりました。</p>	<p>対象事業実施区域のほとんどは田名部川流域に位置していますが、田名部川の集水面積は 158.1km²と広域に及ぶ一方で、森林の伐採が生じる区域は、アクセス道路整備やヤード造成、風力発電機の据付工事箇所など対象事業実施区域の一部に限定されます。 風力発電機の設置にあたっては、樹木の伐採が最小限となるよう努める他、造林樹種を杉等から徐々にヒバやブナに代替していく等の森林整備についても、地元の皆様や専門家のご意見もお伺いしながら検討して参ります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

① 日刊新聞紙への掲載状況

・令和7年10月21日(火)付 東奥日報

環境影響評価方法書の公表について(公告)
「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)東通村陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社レノバ
代表者の氏名 代表取締役社長 木南 陽介
事業所の所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
二、第一種事業の名称 (仮称)東通村陸上風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電所出力:最大二十八万キロワット
三、対象事業実施区域 青森県下北郡東通村
四、環境影響を受ける範囲 青森県下北郡東通村、むつ市
五、閲覧及び縦覧の場所・時間
縦覧 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課
電子縦覧 https://www.renovainc.com/assessment/higashidori-shore_EIA/
期間 令和7年10月21日(火)から
令和7年11月20日(木)まで
時間 土・日・祝日を除く開庁時
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を承れる方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられますか、令和7年12月4日(木)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所(地区名)・日時
令和7年11月1日(土)
(桑原)桑原集会所(午前10時から11時まで)
(下田屋)下田屋部落集会所(午後1時から2時まで)
(蒲野沢)山あいの里(午後4時から5時まで)
(野牛)野牛部落集会所(午後6時から7時まで)
令和7年11月2日(日)
(鹿橋)鹿橋集会所(午前10時から11時まで)
(目名)布名見の里(午後4時から5時まで)
令和7年11月8日(土)
(石持)石持地区活力増進センター(午後1時から2時まで)
(上田屋)能舞の館たや(午後4時から5時まで)
(東栄)大地の里(午後6時から7時まで)
令和7年11月9日(日)
(砂子又)ふれあいの館(午前10時から11時まで)
(大和)ふるさと伝承館(午後1時から2時まで)
(むつ市)下北文化会館(午後4時から5時まで)
八、問い合わせ先 株式会社レノバ 事業開発本部(担当)大井
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン18階
電話03(6757)0085(縦覧期間中の平日10時から16時)

・令和7年10月21日(火)付 デーリー東北

環境影響評価方法書の公表について(公告)
「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)東通村陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社レノバ
代表者の氏名 代表取締役社長 木南 陽介
事業所の所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
二、第一種事業の名称 (仮称)東通村陸上風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電所出力:最大28万キロワット
三、対象事業実施区域 青森県下北郡東通村
四、環境影響を受ける範囲 青森県下北郡東通村、むつ市
五、閲覧及び縦覧の場所・時間
縦覧 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課
電子縦覧 https://www.renovainc.com/assessment/higashidori-shore_EIA/
期間 令和7年10月21日(火)から
令和7年11月20日(木)まで
時間 土・日・祝日を除く開庁時
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を承れる方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられますか、令和7年12月4日(木)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所(地区名)・日時
令和7年11月1日(土)
(桑原)桑原集会所(午前10時から11時まで)
(下田屋)下田屋部落集会所(午後1時から2時まで)
(蒲野沢)山あいの里(午後4時から5時まで)
(野牛)野牛部落集会所(午後6時から7時まで)
令和7年11月2日(日)
(鹿橋)鹿橋集会所(午前10時から11時まで)
(目名)布名見の里(午後4時から5時まで)
令和7年11月8日(土)
(石持)石持地区活力増進センター(午後1時から2時まで)
(上田屋)能舞の館たや(午後4時から5時まで)
(東栄)大地の里(午後6時から7時まで)
令和7年11月9日(日)
(砂子又)ふれあいの館(午前10時から11時まで)
(大和)ふるさと伝承館(午後1時から2時まで)
(むつ市)下北文化会館(午後4時から5時まで)
八、問い合わせ先 株式会社レノバ 事業開発本部
(担当)大井
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン18階
電話03(6757)0085(縦覧期間中の平日10時から午後4時)

② 関係地方公共団体の広報誌への掲載状況

・ 広報ひがしどおり 令和 7 年 10 月号 p. 22

「(仮称) 東通村陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

東通村蒲野沢地区及び目名地区周辺において、株式会社レノバが計画している風力発電事業に関し、環境保全のための調査・予測・評価手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」について、以下のとおり縦覧を行い、説明会を開催いたします。

第一種事業の名称

(仮称) 東通村陸上風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力 最大280,000kW

対象事業実施区域 蒲野沢及び目名地区周辺

工事開始予定時期 2029年8月

運転開始予定時期 2034年8月

閲覧及び縦覧の場所・時間

東通村役場2階 企画課(土、日及び祝日を除く開庁時)

電子縦覧

https://www.renovainc.com/assessment/higashidorionshore_EIA/

期間 10月21日(火)～11月20日(木)

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を承れる方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、12月4日(木)までに下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

住民説明会の予定

11月初旬に、対象となる各地区で開催予定です。開催案内は、対象地区住民に、毎戸配布にて後日別途お知らせさせていただきます。

《お問合せ先》

株式会社レノバ

風力事業統括部(担当)大井

〒104-0031

東京都中央区京橋2-2-1

京橋エドグラン18階

☎03-6757-0085

(縦覧終了日までの平日10時から16時)



**(仮称)東通村陸上風力発電事業
環境影響評価方法書縦覧・説明会**

東通村蒲野沢・目名地区周辺において、株式会社レノバ(本社：東京都)が計画している風力発電事業に関し、環境保全のための調査・予測・評価手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を開催します。

▶いつ

<縦覧> 10/21(火)～11/20(木)

<意見書受付> 10/21(火)～12/4(木)

<説明会> 11/9(日) 16:00～17:00

▶どこで

<縦覧・意見受付>

むつ市役所環境政策課

<説明会>

下北文化会館マルチルーム 2・3

問 株式会社レノバ 大井

☎ 03-6757-0085

③ ウェブサイトへの掲載状況

・青森県



現在の位置：[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境エネルギー部](#) > [自然保護課](#) > (仮称) 東通村陸上風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2025年10月21日 [自然保護課](#)

(仮称) 東通村陸上風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) 東通村陸上風力発電事業
事業者	株式会社レノバ
事業の種類	風力発電所(陸上)の設置
事業の規模	出力：最大280,000kW
対象事業実施区域	東通村
関係地域	東通村、むつ市
配慮書	公告：令和6年4月30日 縦覧：令和6年5月1日～令和6年6月4日 (縦覧場所) 東通村役場企画課、むつ市役所本庁舎環境政策課 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 審査会意見：令和6年6月28日 (内容はこちらです) 知事意見：令和6年7月29日 (内容はこちらです)
方法書	公告：令和7年10月21日 縦覧：令和7年10月21日～令和7年11月20日 (縦覧場所) 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課 (電子縦覧) 事業者のHPはこちらです
準備書	
評価書	
事後調査等報告書	

関連ページ

- [環境影響評価の案件一覧](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

[お問い合わせ](#)

[このページを印刷する](#)

・東通村


 ひがしどおりむら
東通村
 大学と自然と科学の調和...
 限りなく飛躍する
 未来を拓いた村

[本文へ](#)
[携帯版サイト](#)
[Foreign Languages](#)
 文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

Google 提供
[検索の方法](#) [サイトマップ](#)

[東通村のご紹介](#)
[村民の方へ](#)
[事業者の方へ](#)
[観光・歴史](#)
[行政・まちづくり](#)

- 村民の方へ**
- [届出・登録・証明](#)
 - [年金・保険・税金](#)
 - [福祉](#)
 - [健康・地域医療](#)
 - [出産・子育て](#)
 - [教育](#)
 - [村内施設](#)
 - [防犯・防災](#)
 - [生活環境・ごみ](#)
 - [住宅・宅地分譲](#)

東通村トップページ > 村民の方へ > 「(仮称) 東通村陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

「(仮称) 東通村陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」
[印刷用ページ](#)
の縦覧及び説明会について

最終更新日：2025年10月21日

東通村蒲野沢地区及び目名地区周辺にて、株式会社レノバ（本社：東京）が計画している風力発電事業において、環境影響評価の項目および調査・予測・評価の方法について検討を行い、その結果をとりまとめた環境影響評価方法書を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 事業者について

事業者の名称 株式会社レノバ
 代表者の氏名 代表取締役社長 木南 陽介
 事業所の所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号

2. 第一種事業の概要

名称：(仮称) 東通村陸上風力発電事業
 電源種：風力（陸上）
 規模：発電設備出力 最大280,000kW
 事業実施想定区域：東通村 蒲野沢地区及び目名地区周辺
 工事開始予定時期：2029年3月
 運転開始予定時期：2034年8月
 ※上記の内容は今後変更となる可能性があります。

3. 縦覧及び縦覧の場所・時間

縦覧場所：東通村役場2階 企画課
 電子縦覧：https://www.renovainc.com/assessment/higashidorionshore_EIA/
 期間：令和7年10月21日（火）から令和7年11月20日（木）まで
 時間：土・日・祝日を除く開庁時

4. 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投入くださるか、令和7年12月4日（木）までに下記の問合せ先へご郵送ください。（当日消印有効）

5. 住民説明会の開催を予定する日程・地区・会場・地図

ご不明点がある際には、後述の「お問合せ先」までご連絡ください。

- 11月1日（土）10：00～11：00（桑原）桑原集会所（大字砂子又字新田 29-12）
- 11月1日（土）13：00～14：00（下田屋）下田屋部落集会所（大字田屋字トサミ沢 44-1）
- 11月1日（土）16：00～17：00（蒲野沢）山あいの里（大字蒲野沢字前田 24-1）
- 11月1日（土）18：00～19：00（野牛）野牛部落集会所（大字野牛字水上 67）
- 11月2日（日）10：00～11：00（鹿橋）鹿橋集会所（大字蒲野沢字鹿橋山 2-13）
- 11月2日（日）16：00～17：00（目名）布名見の里（大字目名字掛畑 3-1）
- 11月8日（土）13：00～14：00（石持）石持地区活力倍増センター（大字蒲野沢字石持 51-1）
- 11月8日（土）16：00～17：00（上田屋）能舞の館たや（大字田屋字家ノ上 8-2）
- 11月8日（土）18：00～19：00（東栄）大地の里（大字蒲野沢字大久保 76）
- 11月9日（日）10：00～11：00（砂子又）ふれあいの館（大字砂子又字川原 10-1）
- 11月9日（日）13：00～14：00（大利）ふるさと伝承館（大字大利字冷水 5-2）



サイト内検索

Google 検索



現在の位置：ホーム > くらし・手続き > 環境・衛生 > 生活環境 > 風力発電事業に係る縦覧について

風力発電事業に係る縦覧について

「(仮称) 東通村陸上風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

東通村蒲野沢地区および目名地区周辺において、株式会社レノバ（本社：東京）が計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

縦覧書類

(仮称) 東通村陸上風力発電事業 環境影響評価方法書

対象事業実施区域

青森県下北郡東通村蒲野沢地区および目名地区周辺

関係都道府県および関係市町村

青森県、東通村、むつ市

縦覧場所

- ・ むつ市環境政策課
 - ・ 電子縦覧（下記リンク）
- https://www.renovainc.com/assessment/higashidorionshore_EIA/

縦覧期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月20日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時）

意見書の受付

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和7年12月4日（木）までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）

説明会

令和7年11月9日（日） 16時00分から17時00分まで
下北文化会館マルチルーム2.3

問い合わせ先

株式会社レノバ
〒104-0031
東京都中央区京橋二丁目2-1 京橋エドグラン18階
事業開発本部 大井
TEL:(03)6757-0085
（縦覧期間中の平日10時00分から16時00分まで）

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路・国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

・ 株式会社レノバ



「(仮称)東通村陸上風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧および説明会について

2025年10月21日

株式会社レノバ

青森県下北郡東通村蒲野沢地区および目名地区周辺にて、株式会社レノバ(本社：東京)が計画している風力発電事業において、環境影響評価法に基づき環境影響評価の項目および調査・予測・評価の方法について検討を行い、その結果をとりまとめた「(仮称)東通村陸上風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

なお、方法書は2025年10月20日付で経済産業大臣に届出るとともに、青森県知事、東通村長、むつ市長へ送付いたしました。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所(2箇所)

東通村： 東通村役場2階企画課(青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34)

むつ市： むつ市役所本庁舎環境政策課(青森県むつ市中央一丁目8-1)

(2) 縦覧期間 2025年10月21日(火)から2025年11月20日(木)まで

(3) 縦覧時間 土・日・祝日を除く開庁時

2. 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、2025年12月4日(木)までに下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

(1) 意見書の記載事項

- ・ お名前(法人その他の団体にあっては、法人名、団体名、代表者の氏名)
- ・ ご住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)
- ・ 方法書について環境の保全の見地からのご意見

(2) 意見書の提出期限

2025年12月4日(木)[当日消印有効]

(3) 意見書の提出先

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン18階

株式会社レノバ 事業開発本部 (担当)大井

3. 方法書の公表・電子縦覧

方法書は、以下のリンク先から2025年11月20日(木)まで閲覧出来ます。

要約書

本編

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1. 自然的状況

3.2. 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

[ご意見記入用紙\(Word\)](#)

[ご意見記入用紙\(PDF\)](#)

※ なお、方法書の文章・写真・図などは、著作権の対象となっております。

